

そろそろ考えなきや
いけないじゃん

育児介護休業法改正対応

2025年10月大きく変わる（4月も小さく変わる） 育児介護休業法

10月に何が変わるのか!!

◆今まで3才まで→就学前までに「拡大」

◆3才～就学前の親の働き方に選択肢が増える!!

選択肢は（事業主が5択→2択 従業員が2択→一つ選ぶ）

5択とは ①始業時間の変更②テレワーク（10日以上/月）③保育施設の設置運営
④両立支援休暇付与（10日以上/年）⑤短時間勤務制度

（事業主は大変ですよ 笑えないですね。。。）

★4月からは、子供の看護休暇に「学級閉鎖」「入園(入学)式」「卒園式」も理由になった。ちなみに有給にするかどうかは労使間で決定。

2025年10月大きく変わる（4月も小さく変わる）育児介護休業法

10月に何が変わるのか!!

◆今まで3才まで→就学前までに「拡大」

◆3才～就学前の親の働き方に選択肢が増える!!

選択肢は（事業主が5択→2択 従業員が2択→一つ選ぶ）

5択とは ①始業時間の変更②テレワーク（10日以上/月）③保育施設の設置運営
④両立支援休暇付与（10日以上/年）⑤短時間勤務制度

（事業主は大変 笑えない。。。）

5択→2択を選択する場面 事業主は過半数労働組合と協議しなくてはならない

◆あれ??! すぐに取り組まないといけないぞ